

議案第廿七号

国民宿舍三朝温泉会馆設置条例制定トリテ

国民宿舍三朝温泉会馆設置条例を別紙のようニ制定する
ものとする。

昭和三十一年八月六日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十一年八月六日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



国民宿舎三朝温泉会館設置直条例

(趣旨及び設置)

第一条 国民保養温泉地^ニの趣旨に即ち国民の健全休養^ヲの宿泊施設として保健衛生の向上に寄与することを目的とし国民宿舎を設置する。

(名称及び位置)

第二条 国民宿舎の名称及び位置は次の通りとする。

名称	国民宿舎 三朝温泉会館
位置	鳥取県東伯郡三朝町大字三朝字外谷地内

(管理者の設置)

第三条 国民宿舎三朝温泉会館(以下「会館」という)は地方公営企業法第七条の規定により管理者として館長を要す。

(管理運営)

第四条 温泉会館は館長が管理し、その管理は地方公営企業

特別会計とし運営については法令の定めるもののほかこの条例
の定めるところによる。

(職員)

第五条 温泉会館に次の職員を置く。

一 一般職員

館長
支那人
主事
主事
主事
主事
主事
主事

通じて五名以内

二 技能労働職員

調理師
調理助手
整備員
接待員
炊事員
雑役夫

通じて二十名以内

(運営委員会の設置)

第六条 温泉会館の運営に關する事項と審議する爲め、
諮問機関として国民宿舎三朝温泉会館運営委員会(以下

「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会の委員は七名以内とする。

（補則）

第七條 この条例に定めるもののほか管理運営上必要を事項は館長が別に定める。

附 則

1. この条例は公布の日から施行し昭和三十八年九月一日より適用する。

2. 三朝温泉会館設置条例（昭和三十三年四月二十日）は、この条例施行の日から廃止する。